



高松市選挙管理委員会告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第185条第2項及び高松市選挙管理委員会規程（平成24年選挙管理委員会規程第1号）第6条第2項の規定に基づき、令和8年4月30日付けで高松市選挙管理委員会の委員長職務代理者の退職を承認し及び同法182条第3項の規定に基づき、同年5月1日付けで委員を補欠した。

令和8年5月1日

高松市選挙管理委員会

委員長 井上 悟

1 委員長職務代理者を退職した者の住所及び氏名

高松市多肥上町 山崎 數則

2 委員に補欠した者の住所及び氏名

高松市浜ノ町 戸城 廣美